Ⅵ 被害者等が利用できる支援制度

被害者等の方が利用できる主な支援制度について紹介します。

各制度の利用には様々な要件があり、実施する機関等（問合せ先）はそれぞれ異なりますので、あなたの支援担当者や犯罪被害者支援総合的対応窓口に相談し、利用する制度を一緒に確認するようにしましょう。

※　犯罪被害者支援総合的対応窓口は、P48 ～ 54をご覧ください。

1 警察による被害者支援

① 警察の支援体制・連絡制度

埼玉県警察における支援体制

埼玉県警察では、被害者等の方に寄り添い、様々な支援を行うため、警察本部に犯罪被害者支援室を設置しているほか、警察署等では、被害者支援要員や被害者支援専門員等を中心に支援活動を行っています。

また、被害者等の方のご希望に応じ、次のような支援を実施します。

- **付添い**
  医師の診察が必要な場合の病院の手配や付添い、実況見分等の立ち会い、自宅等への送迎等
- **説明**
  刑事手続等の説明や、ご家族や会社、学校等に対する必要な説明
- **相談への対応**
  心配事や困りごとに関する相談の対応
- **その他**
  被害者等の方へ援助を行う民間団体等の紹介

被害者連絡制度

被害者等の方のご希望に応じて、事件を担当している捜査員が、刑事手続の段階に応じ、以下の内容をお知らせします。

事件のことを知らせてほしくないと思われる場合は、捜査員にその旨をお話しください。

- **捜査状況**
  被疑者の検挙に至っていない場合には、捜査に支障のない範囲内で捜査状況について連絡します。
- **被疑者の検挙状況**
  被疑者を検挙した場合には、捜査に支障のない範囲内で被疑者を逮捕又は任意送致したこと等について連絡します。
- **逮捕事件の被疑者の処分状況**
  事件送致先の検察庁、起訴・不起訴等の処分結果等について連絡します。

※　被疑者が少年の場合は、お知らせする内容が若干異なることがあります。

行政処分に関する情報提供

交通事故事件を起こした加害者には、刑事処分とは別に、都道府県公安委員会により運転免許の取消しや停止処分の行政処分が行われます。

取消処分と90日以上の停止処分の行政処分がされる前には、処分を受ける加害者に対して、公開による意見の聴取が行われます。

意見の聴取には、代理人が出席することもあり、加害者も代理人も出席しないときは意見の聴取をしないで処分が行われることがあります。

警察では、お問い合わせに応じて、

- 加害者に対して行った行政処分の内容（免許の取消し・効力の停止別及び停止の場合にはその日数）
- 意見の聴取を行う期日と場所

をお知らせします。

カウンセリング

犯罪により大きな精神的被害を受けた方には、心理学的立場からの専門的なカウンセリングが必要となることがあります。

※　被害による心身への影響とその対応は、P22 ～をご覧ください。

警察では、

- 臨床心理士等の資格を持った専門的知識や技術を有する職員の配置
- カウンセリング費用の公費支出制度

により、被害者等の方のための相談・カウンセリング体制を整備しています。

問合せ先：事件を担当する警察署又は犯罪被害者支援室

②　犯罪被害給付制度

殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者のご遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた方に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給する制度があります。

給付金の支給は、日本国籍を有する方又は日本国内に住所を有する方が対象となります。

給付金の種類

給付金は一時金として支給するもので、その種類は以下のとおりです。

- **遺族給付金**
  ご遺族（①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順で第一順位の方）に支給
- **重傷病給付金**
  重傷病（加療１か月以上、かつ、３日以上の入院を要した負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、３日以上労務に服することができない程度のもの））を負った方に、負傷又は疾病から３年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額と休業加算額の合算額（上限120万円）を支給
- **障害給付金**
  障害（障害等級第1級から第14級）が残った方に支給

支給額等

給付金の額は、被害者の年齢や勤労による収入額等に基づいて算定され、労災保険等の公的保障を受けた場合や損害賠償を受けたときは、その額との調整が行われます。

また、被害者にも原因がある場合や親族間での犯罪等には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

申請の方法

給付金の支給を受けようとする方は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請してください。受付は、住所地を管轄する都道府県警察本部で行っています。

なお、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から２年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から７年を経過したときには申請できません。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていた等のやむを得ない理由によりこの期間内に申請できなかったときは、その理由のやんだ日から６か月以内に申請することができます。

問合せ先：住所地を管轄する警察本部

③　警察の公費支出制度

一定の犯罪被害を受けた場合に、診断書料や医療費等を公費で支出し、被害者等の方の経済的な負担を軽減する制度があります。

なお、該当する場合は、担当警察官からご案内します。

※　支出要件があり、被害の状況などによっては支出できない場合があります。

問合せ先：事件を担当する警察本部・警察署

④　安全確保のための措置

同一の加害者から再び被害を受けるおそれがある方の再被害を防止するほか、暴力団等から危害を受けるおそれがある方を保護するための対策を行います。

再被害の防止・保護対策

警察では、被害者等の方が、同じ加害者から生命、身体に被害を受けるおそれがある場合、再被害防止対象者として指定し、重点的な防犯指導や所要の警戒措置を行い、要望があった場合又は再被害防止に必要な場合には加害者の釈放等に関する情報等を提供して安全の確保に努めています。

加害者が暴力団員等で、暴力団等から危害を受けるおそれがある場合には、被害者等の方を保護対象者として指定し、暴力団等からの保護に必要な措置を実施して、被害の未然防止を徹底しています。

加害者や暴力団等から、生命・身体に危害を加えられるような脅迫等を受けた場合は、すぐに警察へ通報してください。

配偶者等からの暴力、児童虐待、ストーカー事案等の被害者の方の保護

警察では、配偶者等からの暴力、児童虐待、ストーカー事案等の被害者の方の安全を確保するため、加害者と離して保護する必要がある場合には、女性相談支援センターや児童相談所等の関係機関と連携して対応します。

問合せ先：事件を担当する警察本部・警察署